

☆サービスコードについての留意事項☆

■サービス種別ごとに、次のサービス種類コードで請求を行うこととなります。

サービス種別	サービス種類コード	対象事業者
介護予防訪問サービス	A2	介護予防訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者
広域型訪問サービス	A3	広域型訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者
介護予防通所サービス	A6	介護予防通所サービスの指定又は更新を受けた事業者
広域型通所サービス	A7	広域型通所サービスの指定又は更新を受けた事業者

■A3,A7のサービスコードで請求を行う場合について

- ①A3 及び A7については、**利用者の給付率によって、サービス項目コードが異なります。**同じサービス内容であっても、1割負担者、2割負担者及び3割負担者のサービス項目コードが異なりますのでご注意ください。負担割合については、介護保険負担割合証による確認を必ずお願いします。
- ②A3 及び A7については、国のコードの仕様上、基本報酬や初回加算など、1項目ごとに介護職員処遇改善加算を取得した場合に加算される単位数を計算し、これらにそれぞれサービスコードを設定しています。このため、**介護職員処遇改善加算の請求を行う場合は、請求する項目のサービスコードに加え、項目ごとに設定された介護職員処遇改善加算分のサービスコードを合わせて選択し、請求を行ってください。**

例：介護予防訪問サービス（現行相当）と広域型訪問サービス（基準緩和型）におけるサービスコードの選択比較

介護予防訪問サービス（現行相当）で初回加算と処遇改善加算を算定する場合

- ① A2 1111 訪問型独自サービスⅠ
- ② A2 4001 訪問型独自サービス初回加算
- ❶ A2 6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ

所定単位（①+②）に割合を乗じるコード

広域型訪問サービス（基準緩和型）で初回加算と処遇改善加算を算定する場合

- ① A3 1001 広域型訪問サービスⅠ
- ❶ A3 1101 広域型訪問サービスⅠ処遇改善加算Ⅰ
- ② A3 1017 初回加算
- ❷ A3 1141 広域型訪問サービス処遇改善加算Ⅰ・初回加算

基本報酬分に対する処遇改善加算分

初回加算に対する処遇改善加算分